

令和元年度給与改定（第5回）小委員会交渉

① 日 時 令和2年2月18日（火）17時48分～17時56分

② 場 所 東京区政会館17階交渉室

③ 出席者

（当局）石川総務部長会会長（江東）、吉岡総務部長会副会長（文京）、
鈴木人事企画部長、伊藤調査課長、小林勤労課長、
小池人事企画部副参事（労務・制度改革担当）

（組合）中條副委員長、安田副委員長、小宮山書記長、西寫賃金対策担当部長、
東矢組織担当部長、牧野教育宣伝担当部長

④ 発言要旨

〈当局〉

それでは、私から申し上げます。

「児童相談所等での経験を求める採用試験・選考」については、本年度、「児童福祉」、「児童指導」及び「児童心理」の3区分で初めて実施し、このうち、「児童福祉」と「児童心理」の区分で、1級職から3級職までのいずれにおいても、採用予定数を充足することができない非常に厳しい結果となりました。とりわけ、「児童心理」の区分の2級職は、最終合格者が0名となりました。

この結果は、本年4月以降、順次迎える特別区における児童相談所の設置に向け、有為な人材確保に重大な支障を来すものであり、私どもは、深刻に受け止めております。

私どもは、この結果を検証し、確実な人材確保を図るため、受験対象者を拡大する観点から、児童相談所等での経験を求める採用制度の受験資格を見直す必要があると判断しましたので、「児童相談所等での経験を求める採用制度の見直しについて（案）」のとおり、提案いたします。

まず、児童相談所等における業務経験の内容の見直しについて申し上げます。

第一に、「児童福祉」の区分については、新たに、児童福祉施設における相談援助業務を加えるとともに、一時保護所を含んだ児童相談所における当該業務に関しては、児童福祉司としての業務であることを要しないことといたします。

第二に、「児童心理」の区分については、一時保護所を含んだ児童相談所のほかに、福祉、医療、司法又は教育に関する機関や施設における心理判定、心理療法又はカウンセリングの業務を加えるとともに、一時保護所を含んだ児童相談所におけ

るこれらの業務に関しては、児童心理司としての業務であることを要しないことといたします。

次に、業務従事歴の年数の見直しについて申し上げます。

この試験・選考を受験するためには、児童相談所等における業務経験を含んだ所定の民間企業等における業務従事歴が必要となりますが、この児童相談所等における業務経験について、2級職にあつては4年以上から3年以上に、3級職にあつては6年以上から5年以上に、それぞれ見直すことといたします。

児童相談所等での経験を求める採用制度の見直しの詳細については、別紙1のとおりとなります。

ただいま申し上げた見直しをした上で、令和2年度から令和5年度までの間、「児童相談所等での経験を求める採用試験・選考」を実施することといたします。

なお、今回の見直しにより発生する内部職員との処遇差を解消し、児童相談所等での有用な前歴を有する内部職員の能力の活用を図ることを目的に、令和2年度に限り、特例能力認定を実施することといたしますので、その内容について、申し上げます。

まず、対象職種は、福祉及び心理といたします。

次に、受験可能な職務の級は、1級職、2級職又は3級職のうち、現に任用されている職務の級と同一又は上位の級とすることといたします。

なお、現に任用されている職務の級と同一の級を受験希望する者で、かつ、昇任選考等の受験資格在職年数が短縮されない者は、受験申込みをすることができないことといたします。

ただし、受験資格在職年数が変わらない者で、かつ、給与上の有利が生じる者は、受験申込みをすることができることといたします。

次に、受験資格は、令和元年度以前に実施された採用試験・選考により採用された職員のうち、福祉又は心理の職種にあるもので、同一職種における児童相談所等での経験を求める採用試験・選考の受験資格を有するものといたします。なお、正規職員としての直近の在職期間については、民間企業等における業務従事歴には含めない取扱いといたします。

次に、特例能力認定に合格した者については、受験した特例能力認定に対応する能力のあるものとみなし、原則として、令和3年度当初から、児童相談所等での経験を求める採用試験・選考合格者と同様の任用上の取扱いとすることといたします。

また、現に属する職務の級より上位の級に合格した者については、合格した職務

の級の昇任選考・能力実証に合格したものとみなし、原則として、令和3年度当初から、当該職務の級に任用することといたします。

なお、現に1級職に任用されている者で、3級職の区分に合格したものについては、主任職昇任選考についても合格したものとみなすことといたします。

次に、給与の決定方法は、人事委員会の行う能力認定に合格した場合における給与決定方法に準じることといたします。

内部職員の特例能力認定の実施に関する詳細については、別紙2のとおりとなります。

私からは以上です。

〈特区連〉

皆さん方から、児童相談所等での経験を求める採用制度の見直しの提案がありました。

特区連としても、来年度、3区から開設が始まる児童相談所等の円滑な運営のための有用な人材の確保について、憂慮と関心を持っており、昨年の児童相談所等での経験を求める採用制度の応募状況については、深刻な状況であると考えています。

また、国は、児童相談所の人材確保に積極的に取り組んでおり、2022年度までに児童福祉司を2017年度比2,020人程度増員するほか、配置人員を強化する計画を策定しております。

このような状況を踏まえると、特別区においても、児童相談所等の運営に必要な人材を確保するために、より一層の対応が求められていることは理解しております。

また、採用制度の見直しと合わせて、既に採用されている福祉、心理職を対象とした特例能力認定の提案も盛り込まれておりますが、このような制度は、特別区では、これまで例がありません。このため、今提案に基づく採用制度によって採用された者、そして、能力認定で合格した者の勤務条件等について、慎重に検討していく必要があると考えます。

特別区の児童相談所等の専門職の確実な人材確保に資するものとするため、特区連としても、提案された内容について、皆さん方と丁寧に協議を行ってまいります。

私からは以上です。

〈当局〉

皆さんの現時点での考えを伺いました。

私どもといたしましては、これまで皆さんと築いてきた信頼関係の下に、今後、精力的に協議を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

